

協同組合等事業資金

1 目的

この資金は、組合員のために施設の設置・改善を行う協同組合等、または組合事業にあわせて施設の設置・改善を行う組合員に対し、融資することにより協同組合等の育成振興を図ることを目的とする。

2 融資対象

この資金の融資の対象となる者は、函館商工会議所が事業計画に妥当性があると判断した協同組合等およびその組合員である中小企業者で、市内に事業所を有し、今後も事業を継続しようとするものとする。

3 融資条件

この資金の融資条件は、次のとおりとする。

(1) 資金使途、融資限度額、融資期間および融資利率

資金使途	融資限度額	融資期間（うち据置）	融資利率
設備資金	3,000万円 協同組合等は 2億円	15年以内 (3年以内)	別に定める。

(2) 返済方法

原則として均等分割月賦返済とする。

(3) 信用保証

必要により保証協会の保証を付けることがある。

(4) 担保および保証人

取扱金融機関の定めるところによる。ただし、保証協会の保証を付ける場合は、保証協会の定めるところによる。

4 融資および償還状況の報告

金融機関は、融資の実行と同時に、この資金の融資の状況について融資実行報告書（様式3）および資金返済予定表により函館商工会議所に報告するものとし、繰上償還、条件変更等資金返済予定に変更があった場合には償還状況報告書（様式4）により函館商工会議所に報告するものとする。

【 取 扱 細 目 】

1 融資対象事業

- (1) 協同組合等が行う生産・加工・販売・保管等のための共同施設の設置・改善，およびこれに伴う土地の取得等
- (2) 協同組合等が行う環境保全施設の設置・改善，およびこれに伴う土地の取得等
- (3) 協同組合等が行う組合員の福利厚生施設の設置・改善，およびこれに伴う土地の取得等
- (4) 協同組合等が行う組合員の事業に関する経営および技術の改善向上，または組合事業に関する知識の普及を図るための教育および情報の提供に関する施設の設置・改善，およびこれに伴う土地の取得等
- (5) 商店街振興組合が行う街路灯，アーケード，駐車場等組合員および一般公衆の利便を図るための施設の設置・改善，およびこれに伴う土地の取得等
- (6) 共同施設については，3分の2以上の組合員が利用するものに限る。
- (7) 上記(1)～(5)の協同組合等の事業にあわせ，その組合員が行う施設の設置・改善，およびこれに伴う土地の取得等
- (8) その他函館商工会議所が特に必要と認める事業

2 申込必要書類

- (1) 申込書(様式1)
- (2) 事業計画書(様式6)
- (3) 最近2年間の決算書(個人の場合 確定申告書の写し，決算書・内訳書等)
- (4) 見積書
- (5) 設備等の図面
- (6) 土地を融資対象とする場合 土地売買契約書の写し
- (7) 建築確認申請が必要な場合 建築確認申請書・確認済証の写し
- (8) 協同組合等の場合
 - ・協同組合等の登記事項証明書(コピー不可，発行後3ヶ月以内のもの)
 - ・総会または理事会の議事録，役員名簿
 - ・組合員名簿(住所，氏名，業種，資本金，従業員数を記載したもの)
- (9) 会社の場合 会社の登記事項証明書(コピー不可，発行後3ヶ月以内のもの)
- (10) 現況写真
- (11) 納税証明書(コピー不可，発行後3ヶ月以内のもの)
- (12) その他函館商工会議所が特に必要と認めるもの